「申請に対する処分」基準等公開票(条例又は規則)

許認可等の名称	焼骨等の収蔵	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例施行規則(以下「規則」)第13条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所 (霊園・霊堂)	
審査基準	1. 使用許可証の原本が提示され焼骨等収蔵届に火葬許可証、改葬許可証 又は分骨を証する書類等(遺髪その他これらに準ずるものを除く。)を添えて申請しているか。 (規則第13条第1項)	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	